

令和4年

## 第7回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和4年7月25日 午後1時30分から  
場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

### 1 出席委員

1 番 安 池 雅 美

2 番 青 木 貞 治

5 番 古 正 輝 子

6 番 平 原 則 子

7 番 竹 内 欣 也

8 番 石 井 雅 浩

11 番 添 田 政 夫

12 番 加 藤 正 和

13 番 柳 田 孝

15 番 近 藤 剛 司

16 番 戸 塚 昭 雄

### 2 欠席委員

3 番 二 宮 賢 一 9 番 鈴 木 洋 有 10 番 吉 川 正

### 3 遅刻委員

なし

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男

### 5 出席事務局員

事務局長 山 口 信 彦

書 記 藤 野 陽 平、久保田 徳人

### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

報告第2号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出  
について

議長 ただ今の出席委員は１１名で、定足数に達しておりますので令和４年第７回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、３番二宮賢一委員、９番鈴木洋有委員、１０番吉川正委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、１２番加藤正和委員と１３番柳田孝委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

#### 《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

#### 《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第２１号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第２１号１番「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」は議案書１ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

事務局 《議案第２１号１番を朗読・説明》

書記 本議案の証明願いは、一般的には「納税猶予の入りの確認」と言われ、農地を相続で取得した人が相続税の納税猶予を受けるため申請するものです。農業委員会は申請者が適格者の要件を満たすかどうかを審議して証明書を交付します。

被相続人が納税猶予を受けていた時は多くの市街化調整区域の農地も猶予をかけていましたが、今回は市街化区域の農地のみを申請しています。これは納税猶予についての相談を受けた時にも説明しましたが、平成２１年に納税猶予制度が改正されて市街化調整区域の免税猶予期間が２０年から終身になったことにより、市街化区域より相続税の安い調整区域の農地に猶予をかけるメリットが少なくなったためです。多くの調整区域の農地に猶予をかけると生涯に渡り耕作を続けなくてはならなくなり、途中で耕作放棄すれば猶予が打ち切られて、猶予期間に合わせた利子を付けて相続税を

納めなくてはなりません。

なお、7月5日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局2名で当該農地について現地確認を実施し、適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。議案第21号1番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番委員（柳田） 13番柳田です。議案第21号1番の農地について、7月5日に私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地はJR東海道本線北側の市街化区域の畑1筆で、ビニールハウスが1棟設置されています。施設内は適正に耕作されていることを確認しました。

議長 ありがとうございます。農地は適正に耕作されているということです。

ただ今の議案第21号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第21号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第21号1番は原案とおり決定いたします。

議長 次に、報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、7月14日に馬場地区担当の近藤委員及び事務局2名で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした馬場地区担当の近藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（近藤） 15番の近藤です。報告第1号1番の農地について、7月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の水田1筆と市街化区域に隣接する露地畑6筆ですが、すべての農地はきちんと耕作されており、適正に営農されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」については、議案書3ページ及び4ページの4件でございます。

事務局 《報告第2号1番から4番を朗読》

書記 報告第2号1番から4番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

事務局

《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和4年第7回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後1時40分)